

会津大学誰もが輝ける IT キャリアアップ塾ステップアップ講座及び 就労体験業務 仕様書

1 業務の目的

本学で開講している会津大学誰もが輝ける IT キャリアアップ塾（以下、「FIT 塾」という。）の受講生が基本講座で習得した知識やスキルをさらに向上させるため、Web デザインについての素養及びオンライン業務の基本的スキルを身につけることのできるステップアップ講座を実施するとともに、就業との効果的な接続を図るため、それらの講座で習得した知識やスキルを IT 関連業務において活用することができる就労体験の機会を提供する。

2 委託期間

契約締結の日から 2026 年 2 月 27 日（金）

3 業務の作業体制

(1) 業務体制

受託者は本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

(2) 会議

業務履行の進捗状況の報告や協議・相談を行うため、定例・臨時の会議を行うこととするが、頻度・内容・方法等については、会津大学と協議の上決定する。

4 委託業務の内容等

(1) 講座等の実施期間

2025 年 9 月 1 日～2026 年 1 月 31 日（予定）

※なお、各講座の具体的な開催日時は、委託者と協議の上決定すること。

(2) 対象者・定員

ア ステップアップ講座

(ア) Web デザイン基礎講座及び Web デザイン応用講座

FIT 塾「IT 基礎・Web デザイン基礎コース」受講生（定員 70 名程度）

※Web デザイン基礎講座は必修、Web デザイン応用講座は任意受講。

(イ) オンライン会議ツール・テレワーク講座

FIT 塾全受講生（定員 110 名程度）

イ 就労体験

FIT 塾の受講生のうち就労体験を希望する者（定員 10 名程度）

※希望者数が少ない場合は、過年度の「会津大学女性のための IT キャリアアッ

ブ塾」受講生の受け入れを行う場合がある。

(3) 講座等の内容

ア ステップアップ講座

(ア) Web デザイン基礎講座 (300 分程度×1 回)

FIT 塾「IT 基礎・Web デザイン基礎コース」の受講生が Web デザイナーという仕事に関する理解を深め、技術の習得や今後の就業に役立つ情報を得ることができるようオンライン講義を行うものとする。

(イ) Web デザイン応用講座 (300 分程度×2 回)

FIT 塾「IT 基礎・Web デザイン基礎コース」の受講生が実際の Web デザイン業務で使用するソフトウェアの使用方法について習得することができるようオンライン講義を行うものとする。

(ウ) オンライン会議ツール・テレワーク講座 (150 分程度×1 回)

FIT 塾講座のオンライン受講で必要となり、かつ就労後にも役立つソフトウェアである Zoom 及び Slack について、基礎的な操作方法等の習得ができるようオンライン講義を行う。なお、多様な勤務に対応できるよう、テレワークに関する理解を深め、必要な技術を習得できるような内容も含めること。

イ 就労体験

FIT 塾受講生が受講講座で得た Web デザインやプログラミング等に係る知識及びスキルを活用し、オンラインでの仕事の受注から納品までの一連の業務を経験できる就労体験をオンラインで実施すること。なお、一部の実施に当たり、現地に集合して実施することは差し支えない。

(4) 独自提案

「(3) 講座等の内容」については、目的を達成するために必要な独自提案を含めても差し支えない。

(5) その他

ア 原則として、対象者が講座等に参加するために必要な PC やソフトウェアについては、対象者が自ら準備し、その費用を負担することとしているため、対象者に過度な費用負担が生じないよう配慮すること。

イ 講座等に参加する受講生の募集については委託者が実施し、応募者多数の場合は、委託者との協議に基づき選考を行うものとする。

ウ オンライン会議ツール Zoom については、会津大学の保有する有償版ライセンスを使用する。

エ 講座等の前には当日の接続環境を含め、打合せの機会を設けること。

オ ステップアップ講座の内容については、会津大学において録画を行い、当該講座の実施後、受講期間満了まで(2026年2月28日)の期間、委託者が指定するプラットフォームに掲載し、自己学習のため FIT 塾受講生に公開する予定である。

カ 資料については講座開催の2週間前までに作成し、内容について委託者の確認を受けること。また、FIT 塾受講生が、当該講座の実施後、受講期間満了まで（2026年2月28日）の期間、本塾ポータルサイト経由でダウンロード可能とし、自己学習に使用されることに了承すること。

キ 本業務の仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、委託者と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で作成することがある。

5 成果納品

(1) 成果品

実績報告書（電子データ又は紙媒体）

講座等で使用した資料

(2) 納期

2026年2月27日（金）午後5時まで

(3) 納品場所

公立大学法人会津大学復興創生支援センター

6 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、会津大学と十分協議・連絡をとりながら進めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、会津大学と協議の上決定すること。

(3) 本業務で得られた情報等については、会津大学の許可なくして流用してはならない。

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。